

我孫子市監査委員告示第2号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体等(公の施設の指定管理者)監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

令和5年4月17日

我孫子市監査委員 山口 幹夫  
我孫子市監査委員 日暮 俊一

財政援助団体等監査報告書  
(公の施設の指定管理者監査)

あびこ市民活動ステーション

指定管理者 株式会社 東京ドームファシリティーズ

我孫子市監査委員

1 監査を執行した監査委員名

山 口 幹 夫  
日 暮 俊 一

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等の監査  
(公の施設の指定管理者監査)

3 監査の期間

令和 4 年 10 月 25 日から令和 5 年 2 月 27 日まで  
現地調査 令和 4 年 12 月 26 日  
質 疑 令和 5 年 2 月 27 日

4 監査の対象

(1) 対象施設

あびこ市民活動ステーション

(2) 対象団体

株式会社 東京ドームファシリティーズ

(3) 施設所管課

市民生活部 市民協働推進課

5 監査の範囲及び方法

令和 3 年度のあびこ市民活動ステーションの指定管理者に対して、指定管理に関する出納その他の事務執行について、あらかじめ提出を求めた監査資料及び当該団体に係る諸帳簿、証書類を確認し、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、あびこ市民活動ステーションの設置及び管理に関する条例(平成 17 年 12 月 28 日条例第 37 号)、あびこ市民活動ステーションの設置及び管理に関する条例施行規則(平成 17 年 12 月 28 日条例第 91 号)、我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 16 年 12 月 28 日条例第 18 号) けやきプラザ施設管理要綱、けやきプラザ入居施設等連絡協議会設置要領などの法令、基本協定書及び業務仕様書等に従い適正に執行されているか、また、施設所管課に対して、指定管理者への指導及び業務の確認を適切に行っているかに主眼を置き、質疑応答を行い監査を実施した。

## 6 指定管理の概要

### (1) 施設の概要

#### ア 施設の形態

けやきプラザは、千葉県と我孫子市との複合施設である。

階	施設の名称	管理主体
11階	フリースペース「手賀沼のうなきちさん家」	我孫子市
10階	あびこ市民活動ステーション	
8・9階	我孫子南近隣センター	
1階～7階	福祉ふれあいプラザ 東葛飾障害者相談センター、駐車場 我孫子市行政サービスセンター	千葉県 (行政サービスセンターは我孫子市)
地下1階	駐車場	

- イ 名 称 あびこ市民活動ステーション  
 ウ 所在地 我孫子市本町3丁目1番2号  
 エ 開設日 平成18年8月1日  
 オ 施設内容

施設の種類の	施設	面積
貸出施設	大会議室	22 m <sup>2</sup>
	小会議室	15 m <sup>2</sup>
	コミュニティオフィス	9 m <sup>2</sup>
一般開放施設	フリースペース 作業スペース	89 m <sup>2</sup>
その他	事務室	29 m <sup>2</sup>
	ロッカー室	3 m <sup>2</sup>
	給湯室	3 m <sup>2</sup>
合 計		170 m <sup>2</sup>

### (2) 基本的な管理業務の範囲及び内容

#### ア 施設の利用に関すること

使用申請等の受付、施設利用料の徴収、あびこ市民活動ステーション利用の許可・不許可及び利用の取り消しに関すること、掲示物・チラシなどの許可、施設の利用案内、利用者アンケート調査、苦情等の対応、施設及び利用者の緊急時対策、誘導に関すること

- イ 施設の維持管理に関すること  
設備、機器の利用提供の維持管理、施設の保守点検
- ウ けやきプラザとの連絡調整に関すること  
複合施設による千葉県との調整業務
- エ 市民公益活動の支援に関すること  
市民公益活動に関する相談及び調整、情報収集、発信に関する業務  
市民活動団体の交流に関する業務、市民公益活動への参加促進を目的とした業務、その他、市民公益活動の活性化に資する業務
- オ 市民と市民団体等とのマッチング機会を目的としたイベント実施に関すること  
市民活動団体との連絡調整に関する業務、イベント実施の事務局業務、その他イベント実施に必要な業務
- カ アンケート調査に関すること  
市民公益活動団体を支援するために必要な情報を収集しニーズを把握することを目的に、市民活動団体へアンケート調査を行い、集計結果を公表する業務
- キ その他あびこ市民活動ステーションの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること

### (3) 指定管理者の概要

- ア 指定管理者の名称 株式会社 東京ドームファシリティーズ
- 所在地 東京都文京区後楽1丁目3番61号
- 資本金 2,500万円(授權1億円)
- 設立 昭和60年2月1日
- 業種 総合ビルメンテナンス業
- 事業内容 (ア) クリーン事業(清掃管理・グラウンド管理・衛生管理・クリーニング管理)  
(イ) 設備メンテナンス事業(設備保守)  
(ウ) セーフティ事業(警備・防災センター・駐車場管理)  
(エ) イベント事業(イベント設営・イベント運営)  
(オ) 外部事業(建物・設備維持管理業務・指定管理業務)  
(カ) 建築・不動産事業(建築業務)

イ 主な取引先(官公庁)

東京都 文京区、練馬区、豊島区、板橋区、東久留米市、東村山市  
西東京市  
千葉県 我孫子市、印西市、流山市、松戸市

(4) 組織

代表取締役(社長)1名、代表取締役(副社長)1名、取締役4名、監査役1名の役員が登記されている。

組織は、管理部及び建築・不動産部のほか、ビルメンテナンス本部の傘下に4事業部、外部事業本部の傘下に2事業部、及びその他委員会などがある。

(5) 施設等の管理体制

あびこ市民活動ステーションの管理体制は、マネージャー(ステーション責任者)1名、サブマネージャー(マネージャー補佐)1名、コーディネーター2名、窓口対応スタッフ7名(5月より1名増員)、我孫子市、印西市の指定管理施設の経費・人事・事業等を統括管理している北総事業所(所在地松戸市)スタッフ1名の計12名により、指定管理に関する事業を実施している。

(6) 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(7) 令和3年度指定管理料

17,234,000円

(8) 令和3年度あびこ市民活動ステーションの管理運営に関する収支決算書

収入

指定管理料	17,234,000円
事業収入	855,029円
収入合計	18,089,029円

支出

人件費	12,005,682円
事務費	633,305円
事業費	2,098,771円
管理費	3,327,555円
支出合計	18,065,313円

収支	23,716円	(税込金額)
----	---------	--------

なお、上記収支決算書の計数は、令和5年3月22日付で指定管理者が修正し報告を受けたものである。

(9) 令和3年度あびこ市民活動ステーション施設利用状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開館日数	開館日数	28	29	28	29	30	26	29	28	25	26	26	29	333
	夜間閉館日数	19	21	20	18	23	18	17	17	14	17	21	21	226
利用者人数	大会議室	411	342	377	411	395	346	389	414	390	343	264	373	4,455
	小会議室	203	182	167	237	193	154	205	192	144	196	144	187	2,204
	オープンスペース	200	148	131	180	151	130	171	164	162	184	118	190	1,929
	プラマイ絵本	0	5	23	32	33	58	23	31	13	32	22	38	310
令和3年度小計		814	677	698	860	772	688	788	801	709	755	548	788	8,898
施設利用状況(件数)														
大会議室		60	50	55	56	58	54	56	56	54	54	39	59	651
小会議室		47	44	43	50	50	37	51	53	35	44	33	45	532
オープンスペース		87	78	72	88	79	69	92	82	74	87	75	100	983
プラマイ絵本		0	3	10	15	16	25	11	14	6	11	11	18	140
印刷機(1)		70	51	52	46	42	47	62	43	53	58	31	59	614
印刷機(2)		33	15	14	13	11	11	13	18	15	14	14	29	200
大型プリンター		0	1	0	0	2	3	4	7	2	1	0	3	23
コピー機		87	72	61	64	63	57	62	66	62	54	38	67	753
PC1		10	7	11	7	4	5	15	9	9	7	3	12	99
PC2		11	8	5	12	10	6	12	16	9	12	6	6	113
コミュニティオフィス		5	13	8	8	8	10	44	33	21	29	41	47	267
ラミネーター		4	2	2	2	1	4	3	0	0	2	0	9	29
合計		414	344	333	361	344	328	425	397	340	373	291	454	4404
メールボックス		108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	109	-
備品ロッカー		大50/中8	大51/中8	大51/中8	大51/中8	大51/中8	-							
私書箱		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	-

## 7 監査の結果及び意見

市民公益活動及び市民事業（以下「市民活動等」という。）の拠点施設とする「あびこ市民活動ステーション」の指定管理を受託している株式会社東京ドームファシリティーズにおいては、設置条例やその他関係法令の遵守はもとより市民公益活動支援指針を理解しつつ基本協定書等に基づき、施設の利用・施設の維持管理に関することはじめ、市民活動等の活性化に資する自主事業の実施や危機管理対応などの当該施設の管理運営が概ね適正に行われているものと認められる。

令和3年度に実施した自主事業の中には、長引くコロナ感染症拡大の状況下で、中止や縮小を余儀なくされた事業があったものの、屋外開催であった「市民のチカラまつり」は、密集を避けるため、人数制限が可能な屋内開催に変更したことや、安心・安全でイベントに参加しやすいオンライン講座の実施などにより事業を継続するための工夫が窺える。今後もより一層充実した自主事業の管理運営に期待したい。

また、指定管理者における経理状況については、市から投入された指定管理料が当該施設の管理運営目的に合った用途となっているか、収入、支出についての帳票類が整備され、経理の健全性、透明性が確保されているか等を着眼点とし監査を行ったところ、指定管理料については概ね適正に処理されているものの、出先機関である北総事務所では、我孫子市と印西市の指定管理施設に係る経費、人事や事業等の統括管理を行なっていることから、経理に係る関係書類の煩雑さが顕著である。さらにロッカー使用料・市民のチカラまつり出展料に係る収入の計上漏れや、施設管理スタッフの立替えによる支出状況が見受けられ、適正に小口現金の補充が行なわれていないことを確認した。今後は、経理事務の適正な管理が行えるよう改善に努められたい。

施設所管課は、あびこ市民活動ステーションの指定管理者である株式会社東京ドームファシリティーズが市民活動等を支援するための各種実施事業に対し、指導、監督や協力連携する立場であるとともに、今回の監査結果を受けて、基本協定書第29条の規定に基づき、事業完了時に指定管理者から提出される管理業務の実施状況、利用者の利用状況や管理業務に係る収支状況等を含む事業報告書に不備や誤りが生じないように、当該年度中に指定管理者が管理している文書管理に係る整理簿、業務日誌、出納簿、支出証拠書類簿や備品台帳等を定期的に検査・点検等を行い、リスクマネジメント管理に取り組む必要がある。今後は指定管理料の原資が市民の税金を投入しているということを念頭に指導、監督されることを望む。